

対象年度	令和 7年度	総合計画実施計画策定及び行政評価シート
------	--------	----------------------------

事務事業名	介護給付等費用適正化事業					予算事業名	介護給付等費用適正化事業費				
予 算 科 目	会計	04	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	介護保険法		
			03	03	03	1601					
総合計画体系	みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう 高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域づくり 高齢者福祉の総合的な推進						事業の区分	主要事業			
							担当課係等	介護福祉課 介護保険係			
事業期間	継続 (平成18年度～ 年度)										

【めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)】 介護保険給付費の適正化を図り、持続可能な介護保険制度を維持する。	【事業開始のきっかけや他市の状況など】 県と市町村が一体となって介護給付適正化事業を推進するため、平成20年度に「茨城県介護給付適正化プログラム」を策定し、令和6～8年度の期間で第6期計画実施されている。
---	--

【手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)】 介護給付適正化主要3事業を実施 ・要介護認定の適正化 (調査員研修・意見交換等) ・ケアプランの点検 (県アドバイザー派遣事業活用予定)、住宅改修等の点検 (現地確認)、福祉用具購入・貸与調査 ※予算措置 (事務費等) ・医療情報との突合・縦覧点検 (国保連合会委託) ※予算措置 (事務費等) 医療情報との突合・縦覧点検は国保連から送付される審査結果を確認し、必要に応じ過誤調整等の指導を行う。 ケアプラン点検は利用者に真に必要なサービスを過不足なく提供することなどを目的に、市内居宅介護支援事業所に対し、面談形式による	【対象 (だれに対して・何に対して行うのか)】 介護サービス利用者及びサービス事業者 【事業をとりまく環境の変化】 介護給付適正化事業は国による見直しが行われ、第9期計画においては主要5事業から3事業 (要介護認定の適正化、ケアプラン点検・住宅改修の点検等、医療情報との突合・縦覧点検) に再編された。介護給付の適正化を図ることにより、適切な介護サービスを提供するとともに、不適切な給付が削減されることは持続可能な介護保険運営を行うために必要である。
---	--

【令和 7年度 事業内容】	【令和 8年度 事業内容】	【令和 9年度 事業内容】
ケアプラン点検 (県アドバイザー派遣事業活用予定) 年3事業所程度 医療情報との突合・縦覧点検結果の確認 随時	ケアプラン点検 (県アドバイザー派遣事業活用予定) 年3事業所程度 医療情報との突合・縦覧点検結果の確認 随時	ケアプラン点検 (県アドバイザー派遣事業活用予定) 年3事業所程度 医療情報との突合・縦覧点検結果の確認 随時

■事業費

		R05年度	R06年度			
財源内訳	国庫支出金	210	167			
	県支出金	105	83			
	地方債	0	0			
	その他	0	0			
	一般財源	231	185			
歳入計 (千円)		546	435			
歳出内訳	節 (番号 + 名称)	金額 (千円)	金額 (千円)			
	10 需用費	7	14			
	11 役務費	313	253			
	12 委託料	226	168			
歳出計 (千円) (A)		546	435			
伸び率 (%)			-20.32			

備考	総合計画58ページ 予算書299ページ
----	---------------------

令和 5年度行政評価シート

■指標

種類	指標名	単位		R05年度	R06年度	R07年度
活動 指標	介護給付費通知	回	目標	3.00	3.00	0.00
			実績	3.00	0.00	0.00
	ケアプラン点検	事業所	目標	3.00	3.00	3.00
			実績	3.00	0.00	0.00
成果 指標	介護給付等費用適正化事業（主要5事業の実施）	事業	目標	5.00	3.00	3.00
			実績	5.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	持続可能な介護保険制度を維持するため、介護給付費の増加や介護保険料の上昇を抑制することが必要であり、そのためには本事業の必要性は高い。
妥当性	実施主体の妥当性	C 見直す必要がある	保険者である市が担うことが妥当だが、一部事業については民間委託も可能である。
	手段の妥当性	C 見直す必要がある	介護給付費通知は直営で実施していたが、通知書作成については業務を民間委託。ケアプラン点検については、保険者には専門職がない為、専門職の採用や職能団体への委託について検討の余地がある。
効率性	コストの効率性・人員効率	C 改善の余地はある	限られた人員体制で実施するための方策が必要である。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	すべての介護保険サービス受給者が対象である。
有効性	成果向上の余地	B どちらとも言えない	介護給付費通知は、利用者に目的が理解されにくい面があるため、費用対効果が見えにくい。ケアプラン点検については、面談形式に重点をおいているため、受検者の理解が深まり適正なケアプラン作成につながる可能性が高い。
進捗度	事業の進捗	C 遅れている	ケアプラン点検については、県アドバイザー派遣事業を活用し実施しているが、ノウハウが確率されておらず十分な取組みができているとは言い難い。医療情報との突合等については国保連委託により実施しているが、点検結果を活かした事業者指導はできていない。

総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください

要介護認定の適正化、介護給付費通知、住宅改修等の点検は取組みができている。しかし、ケアプラン点検及び医療情報との突合・縦覧点検に十分に取り組んでいくには、現在の人員体制では、事業方法や、実施体制の見直し、職員のスキルアップ等が課題である。

対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか

持続可能な介護保険制度の運営には介護給付適正化の推進は重要であることから、限られた人員体制で実施するための方策が必要である。地域包括支援センターの主任ケアマネジャーとの連携によるケアプラン点検の実施や、先進自治体での取組み事例を参考に事業を検討・推進していく。また、介護給付費通知については、利用者に目的が理解されにくく、費用対効果が見えにくいことに加え、第9期計画において国により主要事業の見直しがされたことから、令和7年度以降は実施しないこととする。

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策））

拡充（人・モノ・カネ等の拡充） 改善改革しながら継続 現状のまま継続（改善・改革なし） 統合・新規事業への展開
 縮小 休止 廃止・終了 予定どおりの要求 一部改善の上要求 今回は見送り その他の処置

方向性の具体的内容

持続可能な介護保険制度の運営には、介護給付適正化等適正化事業による継続的な取組みが不可欠である。

今後、令和6年度から開始する第9計画においては、主要5事業が主要3事業に再編されたことで、国の方針に対応するとともに先進自治体の事例を参考に事業を推進する。

2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策））

拡充（人・モノ・カネ等の拡充） 改善改革しながら継続 現状のまま継続（改善・改革なし） 統合・新規事業への展開
 縮小 休止 廃止・終了 予定どおりの要求 一部改善の上要求 今回は見送り その他の処置

企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入）

上記評価のとおり